会計・税務　NTS総合税理士法人

約60年ぶりの大改革！

取引相場のない株式、評価方法の抜本見直しへ

今回の改革は、今後、**事業承継や生前贈与、資本政策の見直しが必要**となる**「非上場企業のオーナー経営者様」**および**「後継者様」**に大きく関わる見直しとなっています。見直しの背景を含め、実務への影響が特に大きいポイントについてご紹介します。

――会社規模区分を廃止し「残余利益方式」に一本化か、大会社等は評価増の可能性――

見直しの背景

現行制度では、業績が好調で含み益の大きい優良な大会社であっても、**配当を抑制したうえで「類似業種比準方式」を適用することで、株式の評価額を純資産価額の３割程度まで圧縮できる**ケースがありました。会計検査院の調査でも、類似業種比準価額の中央値は純資産価額の中央値のわずか27.2%にとどまり、しかも会社規模が大きいほど評価額が低くなる逆転現象（大会社32%、中会社50%、小会社61%）が確認されています。

こうした**評価方式間の不公平や、意図的な会社規模・配当操作による行き過ぎた節税への対応**として、抜本見直しが検討されています。今回、国税庁の有識者会議（第５回／令和８年８月20日開催）で、取引相場のない株式（非上場株式）の評価方法について、約60年ぶりとなる抜本的な見直し案の全体像が示されました。

1 見直しの方向性

項目	現　行	見直し後（案）
評価方式の区分	総資産価額・従業員数・取引金額を基準に、相続税評価上の「大・中・小会社」へ区分	・**会社規模区分を廃止** ・原則として**評価方式を単一化**する方向
原則的評価方式	「類似業種比準方式」と「純資産価額方式」を、規模に応じて単独または併用して計算	・**「残余利益方式」への一本化**を軸に検討 （「類似業種比準方式」は存置困難との見方）
純資産価額方式	主に「小会社」の評価や、土地保有特定会社などの特定の評価会社に適用	・清算中の会社等、特定の評価会社向けへ**適用を限定していく**方向
配当還元方式	経営権のない同族株主以外の株主（少数株主）が取得した株式に適用する特例的評価	・制度自体は存置することを提案 ・ただし、**対象株主の範囲の縮小や算式の見直し**を検討

2 会社規模による評価額への影響（見込み）

会社規模	評価額	主な理由
大会社・中会社	上昇の見込み	類似業種比準方式の圧縮効果が失われ、企業の収益力が反映されやすくなるため
小会社	低下するケースも想定	時価洗替えベースの純資産価額方式より、薄価純資産・利益ベースの残余利益方式の方が低くなる会社もあるため
評価圧縮スキーム利用会社	有効性が著しく低下の見込み	会社規模操作・配当操作等による意図的な圧縮の余地が排除されるため

3 スケジュールと実務上の留意点

本見直しは60年ぶりの大改革となる見込みです。令和８年12月に公表される「令和９年度税制改正大綱」への反映を経て、**早ければ令和10年１月からの適用開始を視野に**、今秋以降の税制改正プロセスで詳細が決定される予定です。正確な適用時期については、今後の政府の公式発表をお待ちください。

現行の評価圧縮スキームの有効性が下がる可能性は極めて高いため、自社株の承継や資本政策をご検討中のお客様は、税制改正の動向を注視しつつ、早めの現状把握と対策の準備をおすすめします。

NTS Voice

つながる全てに「ありがとう」を

2026年10月発行　Vol.39

CONTENTS

01. パートタイム・有期雇用労働法改正
02.「所有者不明土地・建物管理命令」について
03.「個人情報保護法」改正の概要
04. 取引相場のない株式、評価方法の抜本見直しへ

NTS総合コンサルティンググループ
〒100-0005　東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330　HP:http://nts-cgr.jp/

- NTS総合税理士法人
- 監査法人　アイリス
- NTS総合弁護士法人
- NTS丸の内社会保険労務士法人
- NTS総合司法書士法人



NTS総合コンサルティンググループ
代表 **吉井 清信**

拝啓　秋冷の候　皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

帝国データバンクが今年5月に公表した調査によりますと、生成AIを業務で活用している企業は全体の34.5%で、中小企業でも32.4%と、およそ3社に1社にのぼっています。活用している企業の86.7%が「効果があった」と回答しており、生成AIは一部の先進的な企業だけのものではなくなってきました。

活用している業務として最も多いのは「文章の作成・要約・校正」で、次いで情報収集などが挙げられています。特別な設備投資を必要とせず、日常の事務作業から始められる点が、人手不足に悩む中小企業にとって大きな利点といえます。

一方で、懸念として最も多く挙げられたのは「情報の正確性」で、約半数の企業が指摘しています。生成AIの回答には誤りが含まれることがあり、最終的な確認と判断は人間が行う必要があります。また、顧客情報や社内の機密情報を入力する際の取り扱いについても、あらかじめ社内でルールを定めておくことが大切です。

当グループにおきましても、業務の品質向上と効率化を目的として、積極的に生成AIの活用を進めてまいります。皆様の事業における活用につきましても、お気軽にご相談いただけるような体制にしていきたいと思っております。

敬具

労　務

NTS丸の内社会保険労務士法人

令和8年10月施行 パートタイム・有期雇用労働法改正

令和８年10月から、**パートタイム・有期雇用労働者の待遇に関するルールが変わります。**正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指す「同一労働同一賃金」は令和2年4月から順次施行され、待遇改善が進んできましたが、依然として課題も残されています。

今回の改正は、公正な待遇の確保に向けた取り組みをさらに進めるものです。パートタイマーや契約社員を雇用するすべての企業に関わる内容ですので、早めの準備をおすすめします。

→次ページに続く

改正のポイント 1 労働条件明示事項の追加

雇い入れ時（労働契約の更新時も含む）に交付する労働条件通知書について、これまでの「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」「相談窓口」という４つの明示事項に加え、新たに「**待遇の相違の内容・理由等について説明を求めることができる**」旨を書面で明示することが義務化されます。

改正のポイント 2 「同一労働同一賃金ガイドライン」の改正

裁判例などを踏まえ、「同一労働同一賃金ガイドライン」が見直されました。賞与、退職手当、各種手当、福利厚生に関する待遇差の記載について明確化され、その中でも**次の３点については具体的な取り扱い**が示されています。

- **家族手当：**相応に継続的な勤務が見込まれるパートタイマー・契約社員に対し、正社員と同一の手当を支給しなければならない
- **住宅手当：**正社員と同一の転居を伴う配置の変更があるパートタイマー・契約社員に対し、正社員と同一の手当を支給しなければならない
- **夏季冬季休暇：**パートタイマー・契約社員に対し、正社員と同一の夏季冬季休暇を付与しなければならない

改正のポイント 3 企業の雇用管理上の措置

待遇差の説明を行う際は、以下のいずれかで対応する必要があります。

- 資料を活用し、口頭により説明する
- 説明すべき事項をすべて記載した、分かりやすい資料を交付するなど

また、賃金や昇給については、職務の内容や成果、意欲、能力、経験などを公正に評価して決定することが求められます。あわせて、正社員等への転換制度の内容や転換実績の明示に努め、ウェブサイトで定期的に公表することが望ましいとされています。

まとめ

今回の改正は、**どのような雇用形態・就業形態を選択しても、労働者が納得できる待遇を受けられるようにし、多様な働き方を安心して選択できる職場づくりを進めるためのもの**です。企業と働き手の双方が制度の内容を正しく理解し、雇用管理の改善に取り組むことが、公正な待遇の確保につながります。対応にご不安な点がございましたら、お気軽に弊所までご相談ください。

出典：厚生労働省Webコラム
「2026年10月からパートタイム・有期雇用のルールが変わります――３つの改正ポイント」

登記

NTS総合司法書士法人

「所有者不明土地・建物管理命令」について

1 「所有者不明土地・建物管理命令」とは

「所有者不明土地・建物管理命令」とは、不動産の所有者を知ることができず、又は所有者が所在不明となっている土地・建物（以下「所有者不明土地・建物」という）について、例えば、草木の剪定、ゴミ等の処分、倒壊の危険がある建物の解体等の必要がある場合に、利害関係人が地方裁判所に対し、管理人による当該所有者不明土地・建物の管理を求める手続きです（民法第264条の２、第264条の８）。

2 具体的手続きについて

土地とその土地上の建物について管理命令を求める場合、裁判所に申立書と資料等を提出します。

- 申立書に記載する内容は、以下です。

① 申立人、不明所有者や対象不動産等の所在地等
② 申立ての趣旨、原因や申立てを理由づける事実等の法令上必要な事項

申立人は、例えば、不動産の管理に関して利害関係を有する人です。所有者不明土地・建物が適切に管理されないために不利益を被るおそれのある隣接地所有者や、購入計画に具体性があり土地建物の利用に利害が認められる購入希望者等が当たります。

- 資料等として必要になるのは、以下です。

① 法令上、提出が必要とされる書類や申立てを理由づける事実に関する資料
② その他手続の円滑な進行を図るため必要な資料

所有者不明土地・建物管理命令の申立ては、対象となる不動産ごとに行う必要があります。そのため、土地とその土地上の建物について管理命令の発令を求める場合は、**土地及び建物それぞれについて申立てをする必要があります。**

4 「所有者不明」とは

具体的な事情、調査内容等に基づいて裁判所が判断します。不動産登記簿謄本に記載されている所有者情報を基に、住民票や戸籍を取得して判明した住所宛に所有者を特定するための書面を郵送したり、場合によっては現地調査をして所有者を捜索しても、所有者が判明しない場合が、「所有者不明」に当たります。

5 所有者が死亡している場合

所有者が死亡している場合は所有者の相続人を探すことになるのですが、相続人が存在し、その所在が判明した場合は、申立てをすることはできません。ただし相続人がいる場合でも、その所在が判明しないときは、要件を満たせば申立て可能となります。

相続人の有無が明らかでない場合には、相続財産法人名義で不明所有者として申立てができる可能性があります。

法律

NTS総合弁護士法人

「個人情報保護法」改正の概要

令和８年７月10日、**「個人情報保護法等の一部を改正する法律」**（以下「法」という）が成立し、同月17日に公布されました。

デジタル技術の急速な発展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっています。一方で、同情報の違法な取り扱いにより、個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっています。このような状況を踏まえ、**個人の権利利益の適切な保護を図り、AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進するために、本法が公布**されました。本法の概要は以下です。

1 目的外利用・第三者提供等に関する規制

例えば、ホテル予約者から予約サイトの運営会社へ予約者の氏名等を提供した後に、運営会社がホテルへ同人の氏名等を提供する行為は、ホテルの予約という、運営会社としての事務を履行するために必要であり、また、予約者の意思にも反しないと考えられます。このような場合は、本人の同意を不要としています（法18条第３項７号等）。

また、生命等の保護や公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合において、「本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」も本人からの同意取得は不要としております（同項２号等）。

2 リスクへの適切な対応

16歳未満の者の個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として法定代理人の同意を必要とします（法40条の２）。一方で、16歳未満の本人からも個人情報取扱事業者に対する利用等停止請求を可能とし（法35条第９項）、16歳未満の個人情報が不適切に扱われることを防止しています。

また、顔写真のデータ等、特定生体個人情報を第三者提供する際に、個人情報取扱事業者の名称や利用目的、利用停止請求に応じる手続等の周知を義務付けています（法21条の２）。加えて、違法行為の有無を問わず利用停止等請求を可能とし（35条第７項）、同情報が不適切に利用されないようにしています。

また個人データの受託者に対しても、業務の遂行に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いを明文で禁止しています（法30条の３）。

3 不適正利用の防止

これまで「個人関連情報」とされ、個人情報に含まれなかった電話番号や住所等の不正利用・不正取得も禁止されます（法31条の２）。

また、いわゆる「オプトアウト制度」に基づく第三者提供前に、提供元に対し、当該第三者の身元、及び利用目的を確認するよう義務付けています（法27条第７項）。

4 規律遵守の実効性確保

個人情報取扱事業者の従業員（過去に従業員だった者も含む）が、業務に関して取り扱った個人情報データベース等を提供・盗用する行為について、加害目的の場合も明文で禁止しています（法178条）。また、不正アクセス等といった情報管理を害する態様での個人情報の取得を明文で禁止しています（法180条）。

さらに、不適切な利用（現行法19条）や第三者提供の制限違反（同法27条第１項）といった一定の違反行為により個人の権利利益が侵害された場合は、個人情報保護委員会から事業者に対して課徴金の納付が命じられます（法148条の３ないし148条の17）。